

実質赤字比率 ※実質赤字額はありません。

1年の間に入ってきた金額（歳入）より使った金額（歳出）が多い場合、その余計に使った額が赤字となります。

一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。この比率が高いほど、財政運営が深刻な状況となります。

志布志市は一般会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

連結実質赤字比率

※連結実質赤字額はありません。

市の全ての会計を連結して市全体としての赤字の有無を指標化し、市全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。

志布志市は、全ての会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

実質公債費比率 10.1%

その年度の歳出に占める公債費（借金）や公債費に準ずるもの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

この数値が前年度より高くなると、その分、他の歳出を削らなければ支払えないということになります。

よって、財政の弾力性が低下し、他の経費節減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

将来負担比率

※将来負担比率は充当可能財源が将来負担額を上回ったため、算定されませんでした。

一般会計における公債費（借金）や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示す指標です。

この比率が高い場合、市の財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、将来財政運営を圧迫する可能性があります。

資金不足比率

※資金不足額はありません。

公営企業の資金不足（赤字）を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

公営企業ごとに算定し、経営状況を判断します。

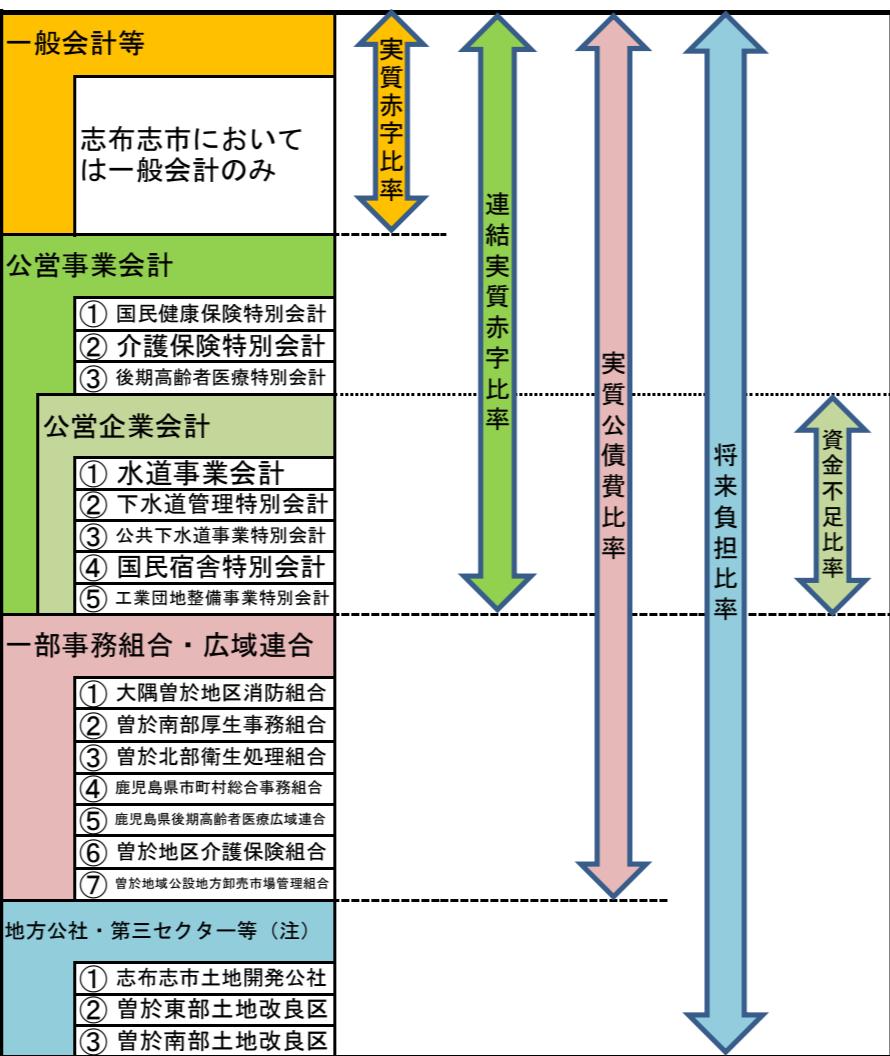
公営企業会計に資金不足（赤字）があり経営状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処しなければならず、市の負担も増大することになります。

この比率が高くなるほど、料金収入等により赤字を解消することが難しくなるので、経営状況に問題があることとなります。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となった会計は、下表のとおりです。志布志市の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準を全て下回っています。

将来負担比率が改善した主な要因は、将来負担額のうち、主に一般会計に係る地方債現在高が902,234千円減少し、一方、充当可能財源等のうち、ふるさと志基金、財政調整基金等の基金額が2,138,777千円増加したことによるものです。

なお、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っているものの志布志市の財政状況が厳しいことに変わりはなく、これからも行財政改革を推進し、健全な財政運営を図っていく必要があります。



令和4年度 志布志市	-	-	10.1	-	-
早期健全化基準 (イエローカード) ※資金不足比率について は、経営健全化基準	13.15	18.15	25.0	350.0	20.0
財政再生基準 (レッドカード)	20.00	30.00	35.0		
令和3年度 志布志市	-	-	10.1	-	-
令和2年度 志布志市	-	-	10.0	15.3	-

(注)：第三セクター等については、出資比率に関わらず志布志市が第三セクター等の債務に損失補償を付している団体を掲載しています。
また、実質黒字の場合は「-」と記載しております。

志布志市健全化判断比率等を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項に規定に基づき、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）により、地方公共団体は、毎年度決算に基づき健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）の4指標と公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなっています。このことから、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について公表します。

『財政破たん』って何だろう？

断用会負率の影タ計
しい計担実一と財政
までご比質、計を及を公政
すそと公一を及を公政健
ぞの債連対ば含事全
ぞれ資4比実に可た会計
の金指率質「能市計」
基不標」赤実性のや
準足と及字質の財第
に比公び比赤あ政三
によ率營「率字る運セ普
企將」比全營ク普通
判を業來、てに影得料も

どうやって健全度を判断するの？

どうぞの計画を作つたあとは
経営健全化基準を超えた場合

健全段階 指標の整備と情報開示の徹底

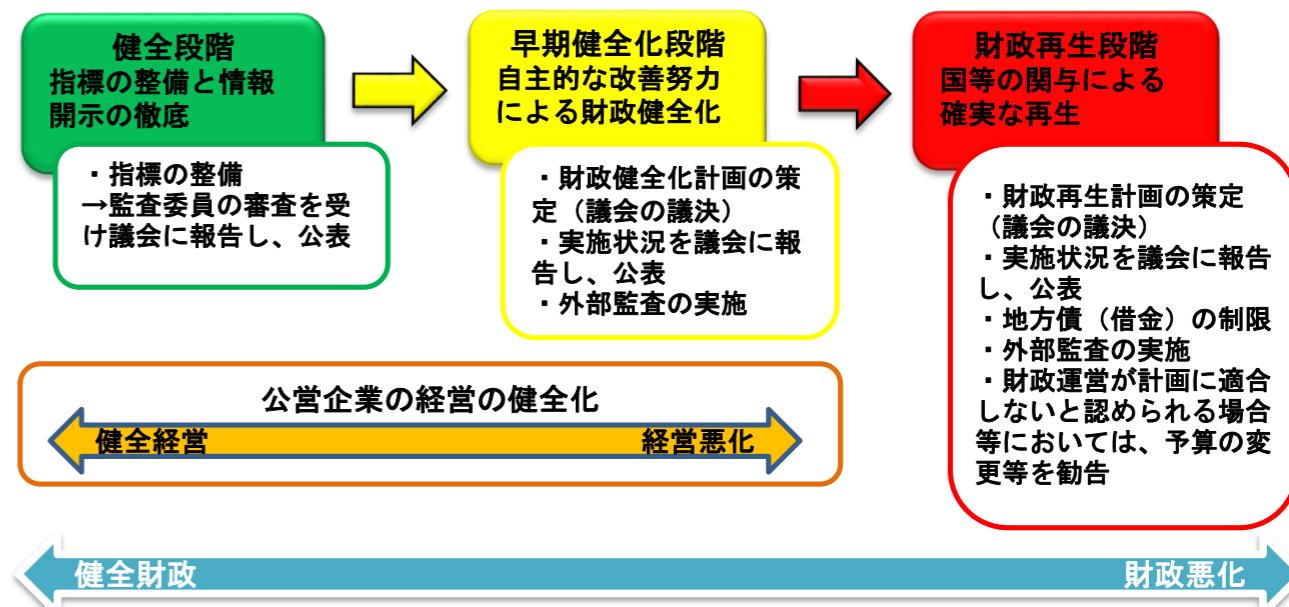
- ・指標の整備
→監査委員の審査を受け議会に報告し、公表

早期健全化段階 自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）
- ・実施状況を議会に報告し、公表
- ・外部監査の実施

財政再生段階 国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）
- ・実施状況を議会に報告し、公表
- ・地方債（借金）の制限
- ・外部監査の実施
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告



『財政健全化法』って何だろう？

基準を超えるとどうなるの？